

東日本大震災への税制上の対応(第1弾)、策定へ — 政府税調

去る4月13日、平成23年度第1回目となる政府税制調査会が開かれ、東日本大震災への税制上の対応(第1弾)について議論が行われた。

今般の東日本大震災による被害が未曾有の規模であるため、阪神・淡路大震災時の対応に比べ、大幅な拡充・新設が行われている。政府・与党間などで現在協議中のものも含め、国税だけでなくも全23項目になる。

新設された主な項目(国税)は次のとおり。

- ・大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充(所得税)
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等(資産税)
- ・被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税(資産税)
- ・建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税(消費課税)
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付(消費課税)
- ・被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置(消費課税)
- ・揮発油税等の「トリガー条項」の廃止(その他)

ものについての緊急対応として、取りまとめられているものであり、4月下旬にも法案として国会に提出する予定。

地方税においても、大幅な拡充・新設が行われており、阪神・淡路大震災時に比べ、国税・地方税ともに自動車や船舶など交通手段に係る項目に重点が置かれているのが特徴的だ。

未定ではあるものの、トリガー条項の廃止については、期限が特定されていない。

なお、第1弾は、現行税制上そのまま適用することが実態等に照らして適当でないといわれる

国際会計

スタッフ・ペーパー「リース公開草案再審議の内容」、公表 — IASB

去る3月29日、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)は、スタッフ・ペーパー「リース公開草案のIASBによる再審議の内容」(以下、「スタッフ・ペーパー」という)を公表した。IASBは、2010年8月にIAS17号「リース」を改訂するための公開草案「リース」(以下、「公開草案」という)を公表しており、スタッフ・ペーパーはこれに対するコメントの検討を経たものである。今後、アウトリーチ活動を経て、

策定期間は未定ではあるものの、必要となるニーズや状況などを確認のうえ、本国会会期中に策定する予定となっている。

2011年6月にBallot(IASBメンバーによるすべての意思決定および公式な採決の完了)が行われ、当該プロジェクトに関する最終の基準書は、2011年下半年に公表される予定である。

スタッフ・ペーパーに記載されている公開草案に対する主な検討内容としては、次が挙げられる。

●リースの類型

ファイナンス・リースとそれ以外のリースの2つにリースを

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(火)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(4月分)	(付記) 給与支払者に対し市町村長から住民税特別徴収額の通知が月末までに行われる。
5月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成23年3月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1カ月延長(平成23年2月期) 2カ月延長(平成23年1月期) ④ 消費税(課税期間1カ月ごと)確定申告(平成23年3月期) ⑤ 消費税(課税期間3カ月ごと)確定申告(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告納付(9月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超(1カ月ごと)3月期以外 直前期年税額400万円超(3カ月ごと)6、9、12月期 ⑧ 自動車税・鉦区税の納付	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は末日とする。 (付記) 申告期限延長期間にも利子税が賦課されるので、法定期限(2カ月以内)内に法人税額の見込納付をする(通則法64①)。 ⑥ 消費税の課税期間特例選択届出書は変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑦ 中間申告納付は、納税額が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。 ⑧ 納税日は地方条例で定める日で通常は末日であるが、通知書の納付期日を確認すること。

区分し、費用の認識において、ファイナンス・リースでは割引計算を行い、それ以外のリースでは原則として定額法を用いることが暫定的に決定された。

●リース期間

リース期間は解約不能期間に、リース契約を更新するまたは解約しないという重要な経済的動機がある場合には、そのオプションを加算した期間とすることが暫定的に決定された。これは、特に概念フレームワークにおける資産・負債の定義の観点から疑問が呈されていた項目である。

●短期リース

短期リースに関するリース資

国際会計

問題の生じた債務の再編に関するASU、公表—FASB

去る4月5日、FASBは、会計基準アップデート(ASU) 2011-02「債権(トピック310)―再編が問題の生じた債務の再編(troubled debt restructuring)であるかどうかの債権者の決定」を公表した。これは、2010年10月12日に公表した公開草案の最終基準書であり、公開草案にいくつかのガイダンスが追加されている。今回の改訂では、再編が「問題の生じた債務の再編」かどうかについて、債権者(creditor)

産およびリース負債を認識せず、原則としてリース料をリース期間にわたり定額法で損益認識するという会計方針を選択できることが暫定的に決定された。これは、実務における適用の観点から検討されている。

前記のうち、リース期間と短期リースについては、借手と貸手の両方を取り扱っているが、リースの類型については借手のみを取り扱っている。これは貸手の会計処理の検討が遅れているためと考えられる。

より詳細な情報は、本誌32ページを参照されたい。

が、「債務者に譲歩(concession)を与えたかどうか」と「債務者が財政的に困難な状況にあるかどうか」を別個に検討し、判断するためのガイダンスを明確にしている。

譲歩を与えているかどうかの決定

再編が「問題の生じた債務の再編」にあたるかどうかの評価にあたり、債権者は、債務者の再編前と再編後の実効利率の比較を使用することは禁止される。

また、次の場合には譲歩を与えている。

巨大地震が揺さぶったのは国土だけではなかった。市民社会そのものや心のあり様にまで踏み込んできた。しかも、その余震は長く、大きい。つまり、外的にも内的にも、だ。

外的に、幅広い人びとの生活と生業に影響を及ぼしているのは電力だ。豊富に供給されていた平時には、そのありがた味は軽んじられていた。むしろ、恨みつらみもあつたと思われる。電灯照明がなければ、人は夜間

残業をすることもなかった。電話がなければ、遠くから命令されることもなかった。

これらを発明したエジソンがいなくても、誰かと同じものを発明していただろうが、差しあたってはエジソンを恨もう…。そう思ったことがある人でさえ、電気が手に入らなくなり、

計画停電で暖房も照明も途絶えた部屋で闇鍋の夕食をついばめば、エジソンへの畏敬が蘇ったかもしれない。とりわけ、74万戸に到達しているオール電化住宅では、調理器具、電子錠などで実感していることだろう。

津波被害で深刻な事態に陥った福島第一原子力発電所の設計はGEが行った。建設も一号機がGE、二号機と六号機はGEと東芝共同だ。GEはエジソン

が創業した会社。エジソンへの複雑な心境は、社会生活に色濃く刻まれている。エジソンの功績を最大に評価するためには、その業績にのめり込まない必要があるかもしれない。高級ブランド品の価値が、大衆にまで広く普及してしまわないことで保たれているように。

3月末段階で東京電力管内での運転停止電力は1、300万kw。計画停電は、この分を補



う目的で実施されている。東電の契約口数は2、862万だが、世帯は約2千万程度だと推定される。電気が厄介なのは、保存が利かないことだ。

3月段階での料金体系を前提にすれば、全ての世帯が第二段階料金だとして1kw当たりの電力料金は22・86円。これに太陽光発電促進付加金0・03円が上乗せされると22・89円になる。全ての家庭で点けっ放し状態になっている60w電球を

外せば、基本料金に与える効果は1・37円にしかない。だが、消費電力に与える効果で考えれば、120万kw。不足分に対しては9%になる。それでも、家庭だけで不足分を補填するには約120wを消費するテレビや300w近くを消費する冷暖房機器へも手をつける必要があるだろう。

エネルギーの根幹をなしている電力は、庶民にとっては生活の深部にまで入り込んでいる。停電が生む暗闇は、エネルギーを作る際に排出される温暖化ガスを減らす一方で、犯罪の増加に繋がるかもしれない。電子化

済みのシステムを瀕死に直面させる一方で、昭和時代に戻って人手を必要とする新たな雇用増に繋がるかもしれない。夜中の産業が衰退する一方で、1年も経てば出生率の低下に歯止めがかかっているかもしれない。

何よりも、これまで意識の外に置いていたエネルギーコストの水準と費用と効果を生活者が脳裏に刻み込む機会を与える。時間当たり1・37円の節約を、自分のためには小さいが、世間のためには大きいと考えるか否かで、社会との関わりを考える人が増える可能性もある。

(神保敏明)

・再編の結果、担保も考慮したうえで、債務者が、期限が到来している契約上の利率の未払利息を含むすべての金額を回収できることを期待しない場合
 ・再編の一部として受け取った追加の担保または保証が、再編のその他の条件の適切な補償として機能しない場合

次の状況では、決定のため、債権者は再編のすべての内容を検討すべきである。

- ・債務者が、債務の再編のため「類似のリスク特性を有する債務の市場金利」の資金にアクセスできない場合
- ・再編により、契約上の金利の一時のまたは永久的な増加を生じたとしても、再編した債権の新しい契約上の金利が類似のリスク特性を有する新しい債務の市場金利より低い場合

再編が重要でない (insignificant) 支払の遅延のみである場合は譲歩ではなく、遅延する期間と遅延する金額を考慮して、重要ではない支払の遅延は判断される。

債権者は、債務者が債務不履行となつていくか、破産宣言をしたか、継続企業にかなり懸念があるか、株式が上場廃止と

なつたかなどを考慮する。

「問題の生じた債務の再編」の分類は、2011年6月15日以降開始する最初の期中期間(または年度(期中期間の報告がない場合)) (日本の3月決算の上場会社の場合)には、2011年7月1日に開始する四半期)から適用され、適用年度の期首(日本の3月決算の上場会社の場合)には、2011年4月1日以降に発生したすべての再編に適用され、早期適用は認められる。改訂による分類を想定した場合に追加の

減損が発生するケースでは、開示が要求される。

また、ASU2011-01により適用日が延期となつていた「問題の生じた債務の再編」に関する開示の適用日も前記と同様になる。なお、要求される開示は、「問題の生じた債務の再編」について金融債権のクラスごとに変更条件の内容と金額的影響や、ポートフォリオ・セグメントごとの条件の修正がどのように貸倒引当金の決定に組み入れられたかについての質的な情報などである。

会計

金融資産の分類測定検討状況の整理、コメント対応開始

ASBJ、金融商品専門委

去る4月5日、企業会計基準委員会は第79回金融商品専門委員会を開催した。日本基準に関する主な検討事項は次のとおり。

公正価値測定公開草案へのコメント対応

前回(本誌4月1日号情報フランチ参照)発表の審議日程から変更がある旨が示された。3月から5月前半にかけてコメント対応が行われ、5月後半から6月にかけて、文案の検討に入る。7月に公表議決がずれ込む可能性もある。

のが現行のIFRS9号であるため、それに沿うべきである。しかし、IASBが今後方針転換する場合は、それに応じて変えていかなければならないとの見解が示された。

監査

四半期レビュー基準等改訂案、公表—企業会計審議会監査部会

去る4月8日、企業会計審議会監査部会は、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について「公開草案を公表した。意見募集期間は、5月9日まで。主な改訂内容としては、平成22年3月に公表された監査基準の改訂と同様、国際監査基準における明瞭性(クラリティ)プロジェクトを踏まえ、国際監査基準との差異の調整が行われている。

また、過年度過及会計基準の適用に伴う対応についての考え方も示されている。すなわち、比較

金融

原発事故の拡大と膨張する日本の公的債務

東日本大震災の被害額は、まだ全体像もつかめない。今復復興に向けては組むべき国家予算も未だに明確にはならない。

東日本大震災の経済的被害は、3月23日の月例経済報告において、損壊した道路、港湾や電気、ガス、水道などの社会インフラと住宅、企業の工場設備

6月末までにコメント対応を行い、その後文案を検討、今年7月から9月にかけて公表予定の金融商品の包括的な公開草案に反映させる予定。

現行のIFRSと今年後半に公表予定のものがあるが、今回の検討状況の整理の前提となる

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年4月5日	ASU2011-02「債権(トピック310)一再編が問題の生じた債務の再編であるかどうかの債権者の決定」	FASB	今改訂では、再編が「問題の生じた債務の再編」かどうかについて、債権者が「債務者に譲歩を与えたかどうか」と「債務者が財政的に困難な状況にあるかどうか」を個別に検討し、判断するためのガイダンスを明確にしたもの。	2011年5月1日号 ニュース記事
2011年4月5日	東日本大震災により被災した上場会社に対する時価総額基準等の適用について	東京証券取引所	震災による影響を踏まえ、被災した上場会社が市場第一部から市場第二部への指定替え基準(時価総額基準)または上場廃止基準(時価総額基準・マザーズ株価基準)に新たに抵触した場合の取扱いをまとめたもの。	—
2011年4月6日	政令第96号 金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令		有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引などについての改正が行われたもの。	—
2011年4月6日	内閣府令第19号 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	金融庁	適格機関投資家の範囲や届出を要しない有価証券の募集または売出しなどについての改正が行われたもの。	—
2011年4月6日	災害等を受けた場合の納税の緩和制度	国税庁	震災により、家屋等の財産に被害を受けた納税者や、国税の納付が困難となった場合について、納税猶予等の納税の緩和制度の適用についてまとめたもの。	—
2011年4月8日	災害に関する相続税及び贈与税の取扱いFAQ	国税庁	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例など、全4問。	—
2011年4月8日	災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ	国税庁	申告期限の延長や自社製品等の被災者に対する提供など、全37問。	—
2011年4月8日	中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について(公開草案)	金融庁	国際監査基準の改正を踏まえ、中間監査報告書および四半期レビュー報告書の記載内容等を規定している報告基準について、国際監査基準との差異を調整するもの。コメント募集は2011年5月9日まで。	2011年5月1日号 ニュース記事

復興資金は富裕層向け国債の発行で調達

証券

大震災からの復興は、まず応急手当の仮設住宅建設から始まった。ところが、住宅メーカーからは資材・部品不足が伝えられ、大量の注文に短期間で応えることは困難との声が上がっている。東北地方に集積されていた多様な製造業が打撃を被り、供給の連鎖にさまざまな影響を及ぼしているためだ。阪神大震災を大きく上回る地震の破壊力が復興過程に

逆に試算が極めて困難なのは、原発事故の被害額とその補償額だ。ある民間金融機関の試算では、今後2年間に10兆円程度の損害賠償責任が生じるそうだ。しかし、福島第一原子力発電所近くの避難世帯だけではなく、出荷停止となった野菜農家、放射能汚染が確認された魚類に関する漁業関連の被害などを含めると、対象地域は広域にわたり福島1県だけにおさまらない。

しかも、損害拡大は今もまだ進行中であり、今後他国からの損害賠償請求も加わり拡大する懸念がある。したがって10兆円を大きく上回る金額になりそうだ。原子力発電事故の賠償を定めた原子力損害賠償法では、強制加入の原子力損害賠償責任保険

の賠償措置額が1、200億円など、今回想定される金額に対してあまりにも桁違いで、想定される一企業の賠償額を大きく超えていることがわかる。賠償措置額を超える原子力損害の場合、国が原子力事業者に必要な援助を行うことが可能とされているが、結局最終的には公的資金の投入が避けられないことになりそうだ。

当初算定した津波による社会インフラの損害額とあわせると少なくとも数十兆円規模となり、年間国家予算の半分以上が見込まれる。今回の震災は損害額の数字だけでも前代未聞の規模に膨らみ、元々膨大な公的債務を抱えていた日本はさらに重荷を抱えたことになる。

も困難さをもち、これまでの経験が役立たないのではという懸念が強まっている。

供給力のほか、復興資金の調達も難題である。国家財政は借金に借金を重ねてきたところへ、巨額の資金が必要になってきた。これをどう調達するか、要するに国債にどう立ち向かうかが最大の問題になっている。デフレ脱却手段としても提唱

する向きのあった国債の日銀引受けは禁止手であり、早々と姿を消した。残るは国債増発、増税実施くらいしかない。増税は消費税アップ、高額所得層への課税強化といったところだろうか。

増税は消費への影響を考えると、現在の局面では実施すべきでない。結局、国債増発しかないことになる。ただ国債を増発するだけでは能がない。目的を限った国債を高年齢高所得層に対して発行してはどうだろうか。個人向け国債の発行である。

グローバル化の進んだ現在、資金調達は国際的視点に立つて行わなければならない。国際的信用を失い、投機筋の餌食になるだけだ。責任ある経済大国である日本の一挙一動は、世界経済に大きな影響を及ぼす。国債増発は豊富な貯蓄の所有者に対して行うべきである。彼らの愛国心に訴えるのである。貯蓄に裏づけられた国債であれば、現在すでに高水準にある日本国債のCDSがさらに悪化することは避けられよう。日本国債のデフォルトリスクに対する見方は改善が期待される。

なお、震災直後の超円高がそのあと、円安へ転換しつつあるように感じられる。喜ばしいと受け取る向きもあるが、これが円・日本経済への信頼低下に起因するものだとしたら、質の悪い円安なのであり、決して喜ばない。